

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

1 令和2年
月号 | No.562

新成人の門出を祝う！

令和2年 佐那河内村成人式



令和2年 第74回
祝 佐那河内村成人式

新成人
男性 7人
女性 8人
計 15人
(平成11年4月2日～
平成12年4月1日)

【IP電話番号】
村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005
教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007

総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 保育所 ☎679-2217

※土・日・祝日および夜間
☎679-2111 IP.5000～5004 ©役場共通 FAX.679-2125
教育委員会 ☎679-2817 FAX.679-2173

人のうごき [令和元年12月31日現在]
人口 2,295人 (-2)
男 1,117人 (-1) 女 1,178人 (-1) 世帯数 936(0)



新年のごあいさつ

佐那河内村長 岩城 福治

新年明けましておめでとうございます。令和となり初めての新春を迎えました。村民の皆さまには、ご家族お揃いで健やかにご迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は村政に対しまして格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年は台風による集中豪雨の影響から、全国各地で甚大な被害が発生しました。地球的規模で自然環境が変容し、本村でもいつ何時、大地震や集中豪雨による大災害などが発生するかも解りません。日頃から万全の備えを心がけて頂きますよう宜しくお願いいたします。

さて私は、昨年10月の村長選挙にて、21年ぶりとなる無投票により再選をさせて頂きました。多くの皆さまからひとかたならぬご支援を賜った結果であると、大変重く受け止め、新春を迎えるにあたり、村長という職責に改めて身の引き締まる思いであります。引き続き、村政の先頭に立ち、様々な重要プロジェクトを着実に推進して参る所存であります。

これまで4年間、様々な施策に取り組んできた結果、新庁舎の建設に始まり、国道438号トンネル工事に繋ぐ改良工事、住宅整備事業、企業誘致など大きな事業が動き始めました。

国道438号線改良工事は本村と県都徳島市を結ぶアクセス道路、住宅整備は人口減少の抑制、企業は働く場の確保に繋がるものであり、それらを含めて、現在、教育・福祉の充実、基幹産業である農業振興など村の中長期の総合計画、また第2次まちひとしごと総合戦略を策定中です。今後、村民の皆さまからパブリックコメントを頂きつつ、将来に向けた計画的な村づくりの指針を策定し、地方創生に取り組んで参りたいと考えています。

特に、これからの4年間は人口減少抑制を最重要課題とし、

- ① 教育環境の充実と定住支援による、子育て世代に魅力のある住みたくなる村づくり
- ② 高齢者世帯の福祉施策の充実、災害に強い村づくりを行い、安心して暮らせる村づくり
- ③ 農業の再生に向けた取組み・企業誘致など、村民が生き活きと暮らせる村づくり
- ④ 伝統文化や自然を生かした村づくり
- ⑤ 役場を身近に感じられる村づくり

に重点を置いて村政を進めて参ります。

時代は「平成」から「令和」へと変わり、新しい時代の幕が明けました。

4年前にスタートした取組みが花を咲かせ、実を結び、そしてまた新しい芽が息吹くように、将来にわたって村民が安心して住める村、そして誰もが住みたくなる持続可能な村づくりに全身全霊をもって取り組んで参る所存でございますので、今後ともご指導・ご鞭撻の程よろしく願います。

結びになりますが、本年が村民の皆さまにとりまして、夢と希望、そして幸せに満ちた素晴らしい年となりますことをご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

令和2年元旦



年頭のごあいさつ

佐那河内村議会議員 加藤 秀 數

村民の皆さま、新年おめでとうございます。
希望に満ちた輝かしい令和2年の新春を皆さまご健勝にてお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

年頭にあたり、村議会を代表して、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

村民の皆さまにおかれましては、日頃より村政、議会運営につきまして格別のご理解とご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

わが国の景気は、これまで穏やかな回復基調が続いているものの、多くの町村では、少子高齢化や過疎化が深刻な問題となり、本格的な人口減少社会の中で地域の活力は減退しています。

こうしたなか、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として地方創生の基本方針を定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画」が最終年度を迎えています。

本村においては、これまで創意工夫を活かした施策を盛り込み、事業展開をしているところですが、財政基盤が脆弱な本村が、地方創生をさらに深化させるためには、これまでの検証を踏まえた上で、新たな方向性を盛り込んだ事業展開が求められています。

議会としても真正面からこの課題に取り組み、効果的な「まち、ひと、しごと創生」に向け一層の努力をしてまいります。

なお、基幹産業である農業の振興、移住定住対策、少子化対策、子育て支援、高齢者や障害福祉の充実、教育の振興、道路整備さらには近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする災害などへの防災・減災対策など佐那河内村の発展のためのさまざまな課題解決に取り組んでいかなければなりません。

昨年4月、私ども議員は任期満了に伴う村議会議員一般選挙により、村民の皆さまの審判を受け、新体制のもと議会運営に携わっていますが、今後とも村民の皆さまの負託とご期待に応えられるよう、議員一人ひとりがその責務を自覚し、議員としてより一層の資質の向上に努め、誠心誠意尽くしてまいります所存です。

本年も村議会に対し、さらなるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆さまにとりまして幸せで実り多く、大いなる飛躍の年となりますことを心よりお祈りし、年頭のごあいさつといたします。

令和2年元旦

議会だより

令和元年
第4回12月定例会

令和元年第4回定例会は、12月9日開会され、令和元年度各会計補正予算案件7件、条例案件7件、広域連合議員の選挙1件の合わせて13件の審議を行い、原案どおり可決し、12月18日に閉会しました。

所信表明

佐那河内村長 岩城 福治

今年度は、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として地方創生の基本方針を定めた、まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画の最終年度を迎えています。国民が誇りを持ち、将来に夢や希望をもてる、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。また、全国津々浦々で経済の回復が実感できる社会を目的として進めてきた政策とは言い、人口の都市一極集中は続き、地方においては厳しい現実に直面しています。

次期5カ年計画ではさらなる地方に目を向けた対策が講じられるものと期待していますが、本村では佐那河内村総合計画を策定中で、これまでの成果を十分検証しつつ、新5カ年計画と合わせて実効性のある地域振興策を打ち出したいと考えています。

少子高齢化、過疎化の中で、今後ますます厳しい村政が予想されますが、これからの4年間、人口減少抑制を最重要課題として、村の活性化、村民の福祉の向上に向けて次の5点を基本方針として全力を傾注します。

1点目は、少子高齢化が進む中で、保育、教育、住宅環境の整備、特色ある教育、英語教育、ふるさと学習、プログラミング教育のさらなる充実を図ることで、子育て世代が住みたくなくなる魅力ある村づくりを進めます。また、定住支援や起業促進のため、移住交流センター機能を充実します。

2点目は、福祉施策の充実や外出支援により地域活動の参加促進、相談事業の充実を図ることで、高齢者にやさしい村づくりを行うとともに、災害が巨大化する中で、新庁舎建設を核とした一大防災拠点を整備することで、災害に強い、皆さまが安心して暮らせる村づくりを推進します。

3点目は、農業後継者の減少や鳥獣被害により耕作放棄地が増加するなど、農業が衰退し、村の景観までもが崩れてきています。今後は、専門指導員の雇用による農業施策の確立、新規就農者の確保により農業の再生を図るとともに、雇用の確保に向けた企業誘致を推進し、皆さまが生き生きと暮らせる村づくりを進めます。

4点目は、自然や伝統文化を大切に作る魅力ある村づくりを進めます。1000年続くこの村の伝統文化を将来にわたって若い世代へ伝承するとともに、自然を生かした景観形成、土砂災害防止、森林の保水力などを視野に入れた針葉樹、広葉樹共存の森づくりを進めます。

5点目は、新庁舎建設を契機として、ホームページを通じて行政情報をわかりやすく提供するとともに、村民の声が届く行政運営、そして新庁舎を気軽に立ち寄れる交流の場として、役場を身近に感じる村づくりを行います。

時代は平成から令和へと変わり、新しい時代の幕開けとなりました。4年前からスタートした取組みの芽がようやく出てきました。これから諸施策が花を咲かせ、実を結び、そしてまた新しい芽が息吹くように、将来にわたって村民が安心して住める村、そして誰もが住みたくなくなる持続可能な村づくりに全身全霊を持って取り組みます。

補正予算案件

議案第67号 令和元年度佐那河内村一般会計補正予算(第3号)について

9億6,585万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億7,735万9千円とするもの。

歳入では、村税で村民税個人分、村法人税など798万4千円の増、地方交付税で普通交付税7,439万3千円の増、国庫支出金で道路橋梁災害復旧国庫負担金など3,159万9千円の増、繰入金で財政調整基金、佐那河内村応援基金繰入金、役場庁舎改築基金繰入金など4億4,961万2千円の減、村債で市町村役場機能緊急保全事業債、消防債などで6億3,060万円の減など。

歳出では、総務費で防災無線屋外子局移転工事、庁舎施設整備事業工事など8億3,516万1千円の減、消防費で防災救急等整備事業工事など1億5,768万4千円の減、災害復旧費で農林業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費など3,150万円の増など。

議案第68号 令和元年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

4,412万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,055万3千円とするもの。

議案第69号 令和元年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について

80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,410万円とするもの。

議案第70号 令和元年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,653万円とするもの。

議案第71号 令和元年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

2,645万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,920万円とするもの。

議案第72号 令和元年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

147万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,563万円とするもの。

議案第73号 令和元年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)について

350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,931万円とするもの。

● 条例案件 ●

議案第74号 佐那河内村環境基本条例の制定について

環境基本法第7条の規定に基づき、地方公共団体の責務として環境の保全と創造についての基本的な考え方を定めるとともに、村、村民および事業者の責務を明らかにすることを目的として条例の制定を行うもの。

議案第75号 佐那河内村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、期末手当の支給割合の改定を行うもの。

議案第76号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、期末手当の支給割合の改定を行うもの。

議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、給与表および勤勉手当の支給割合の改定を行うもの。

議案第78号 佐那河内村印鑑条例の一部を改正する条例について

印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化などを図るための改正を行うもの。

議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法および地方自治法の改正により、新たに設けられた会計年度任用職員の給与および費用弁償に関し必要な事項を定めるもの。

議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法および地方自治法の改正により、新たに設けられた

会計年度任用職員の条項などが関係する11の条例の一部改正を一括して行うもの。

● 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙 ●

徳島県後期高齢者医療広域連合議員を、地方自治法第118条第2項の規定により選出するもの。

(連合議員：岩城福治)

一般質問

大岩 和久 議員

1. 消防団の現状と課題について

質 ①消防団活動が増える一方、課題として、後継者不足が考えられる。これからの人材確保、人材育成についての取組みや対策をうかがいたい。

②団員も会社および企業へ勤められている人が多い。出勤要請があった場合、安心かつスムーズに職場離脱出来るよう、勤め先との間で何らかの取り決めが必要ではないか

③①～②について村長の考えや今後に対しての方針をうかがいたい。

答 ①消防団員のなり手不足は全国的な課題で、本村でも若年層の減少やサラリーマンの割合の増加、地域におけるコミュニティ機能の低下などを要因として消防団員を確保することが困難になってきています。

今後の人材確保の取組みや対策として、従来の活動に固執することなく、必要に応じ消防団活動や業務の見直しを行い、消防団員の負担軽減を図ることが必要と考えています。また、消防団員の報酬や手当などの処遇改善をはじめ各種資格の取得を支援するなど、消防団に加入するメリットをつくることや、消防団の魅力向上策を考える必要があります。そのほか若年層の消防団員を継続的に確保していくために、近い将来消防団活動を担う中学生や高校生に学生時代から消防団活動への理解を深めてもらうことも必要です。

すぐに効果があらわれる対策はありませんが、他の団体の先進的な取組みも参考に、消防団員の確保に努めます。

②全国的にも消防団員の約7割がサラリーマン団員と言われ、消

防団の活性化を図るためには、サラリーマンが入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することが重要であり、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要です。

勤務先との取り決めについては、各事業所の実情もあることから困難と考えますが、消防団員から個々にご依頼があれば、勤務先に対して村から協力要請をします。

また、各事業所の消防団活動への理解を得るための働きかけの一つとして、住民税特別徴収対象事業所への送付書類に村からの協力要請依頼を同封するなど、消防団活動への理解促進を図っていきます。

③各分団のご努力により団員を確保していただいておりますが、年々団員の確保が難しくなっています。

本村は、非常備消防で、団員数の減少は地域の防災力の低下に直結するため、団員の確保は重大な課題です。消防団員の処遇改善をはじめ、負担の軽減を図るなど、消防団に入団しやすい環境づくりに努めます。

事業所への協力要請は、住民税特別徴収事務所への働きかけを含め、有効な方策を今後検討していきます。

2. 英語教育について

質 ①保育所および放課後英語教室の各活動の現状と課題、また今後の取組みなどについて、うかがいたい。

②小中学校における英語教育の現状と今後の取組みについてうかがいたい。

③英語教育全般について今後の方針を村長にうかがいたい。

答 ①保育所では、英語の活動を楽しむことを重点目標とし、その中で児童が言語に関心を持ち、グローバルな意識の芽生えを促すことを狙いとして実施しています。

本年4月から、4歳児は毎週木曜日に30分間、5歳児は毎週金曜日に45分間行ってきました。地域おこし協力隊の指導者の退職により、来年1月からの当面の間は、ALT(外国語指導助手)が中心に指導する5歳児の英語活動のみとなり、4歳児は一旦休止することになります。

今後も指導者の確保への努力を

続けながら、児童が英語の活動を楽しむことを目標にサポートを行います。

社会教育における放課後英語活動は、指導は地域おこし協力隊の指導者が行き、本年度スタート時に、小学校1年生は毎週金曜日、2年生は毎週水曜日、3年生は毎週火曜日、4年生から6年生は合同で毎週水曜日に実施しています。

9月末の地域おこし協力隊の指導者の退職により開催が困難となり、現在は小中学校に勤務する外国語教育指導監が全てのクラスを隔週、月2回行っています。

今後も、指導者の確保に尽力しながら、英語活動に対してさらなる学びを提供していくことを放課後英語活動の柱とし、しっかり進めていきます。

②昨年度に小中一貫教育校に移行し、特色ある教育の一つとして英語教育を推進しています。

特色のある教育課程を実施することができ、昨年度から小学校1年生から6年生まで、教育課程の中に英語の授業を週1時間増やし、一貫校ならではの充実した英語教育を行っています。

例えば1・2年生は年間35時間、3・4年生は外国語活動として年間35時間、5・6年生は外国語科として年間70時間行い、中学校1年生から3年生は英語授業を年間140時間行っています。

小学校と中学校の教育が一体化していることにより、学校全体で英語に接し、英語学習に取り組む環境が整い、着実に成果を創出していると考えています。今後も教員の英語指導者の確保に加え、ALTが常駐するなど英語教育を積極的に推進するための教育環境づくりや各種施策を展開していきます。

③児童生徒の豊かな心の育成、それぞれの個性や能力の一層の伸長、英語によるコミュニケーション能力の向上を目的として、英語教育に取り組みます。

小中一貫教育はコンパクトだからこその「特色ある教育」として、英語教育の一層の推進を図ることが若い人に魅力のある村づくりにつながると確信しています。

子どもたちが村で育ったことに自信と誇りを持ち、国際的な人権感覚や異文化に対する敬意と日本

文化への愛着を持つグローバルな人材へと成長していくことを願いつつ、保護者、村民の皆さま、関係各位のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

井開 一文 議員

1. 村長がめざす村づくりについて

質 ①村長の1期4年間の自己評価について

②2期目の取組みについて

③村長がめざす村の将来像について

答 ①生ごみについては、家庭用生ごみ処理機「キエーロ」の本格導入、追上集積場での生ごみ収集を開始しました。堆肥化については、生ごみを利用して液肥をつくる小規模メタン実証試験高樋地区污水处理施設で試験実施することになりました。

新たな特産品開発については、白ネギ、実山椒の実証試験を行い白ネギは3年前から出荷も始まり、ますますの価格で販売されています。労力面などに問題が残っており、現在本格出荷に向けた検討を進めています。

鳥獣害対策では、有害鳥獣捕獲専門員を雇用した効果が顕著にあらわれ、加えて猟友会の会員の皆さまのご協力により、猿、イノシシについては村民が実感できるほど個体数が減少しました。

働き手の確保について、一昨年からスタートした果樹アグリスクールは、女性を含め多くの人に参加いただき、卒業後も村内で働かれています。また、すだち収穫時の労働力不足解消のため、3年前から農家と労働者とのマッチング事業を始め、農家の人には満足をいただいています。

旧中学校の有効活用は、私の就任前から誘致できる企業を探していましたが見つからなかったようです。そのような状況の中、新庁舎の建設用地とする方向性が決定しました。企業誘致はかないませんが、役場庁舎建設にあわせて防災棟も併設し、村の一大防災拠点として有効活用が図られるものと考えています。

給食費の無料化は、保護者の皆さまや教育関係者など多方面からご意見をお伺いした結果、今回は見送りました。

昨年度から小中一貫教育がス

タートし、ほかの学校では味わえない子どもたちに最適な教育環境をつくるための努力を行っています。放課後英語教室の開設、英語指導監の採用、英検受験の助成を行うなどで、高校生でも難しい英検2級の取得者が出るなど英語力の向上を実感しています。

女性の登用は、女性消防団員制度の導入や各種委員においても着実に女性委員がふえています。また、職場内でも女性の登用を行い、活躍の場を創出するよう努めています。

村長に就任後は、公約の実行を中心として力を傾注してきましたが、まだまだ満足した成果が上がったとは言えません。しかしながら、村民の皆さまのご理解、ご協力をいただき、交通アクセスや企業誘致、住宅整備など、地域の活性化に向けた新しい取組みがかなり動き始めています。今後4年間誠心誠意、村の発展、村民の福祉の向上に向けて取り組んでいきます。

②保育、教育、住宅環境の整備について、村内のほとんどの児童生徒はクラスもメンバーも変わることなく、一緒に保育所から小中学校へと進学します。その中で本村独自のカリキュラムを整え、個々の持つ力を生かすことで学力の向上はもちろん、村民とのつながりを進めつつ、生きる力、また、豊かな心を育むことが可能となります。子どもたちを安心して預けられる教育環境を整えることでぜひ移住したいと思う人の希望に添えるような住宅整備を行います。

福祉の充実については、本村の福祉施策は、ほかの自治体に比べ充実しています。村独自事業として一般の人を対象とした、紙おむつ支給事業、乳児対象のおむつ助成金、高齢者等外出支援助成事業、高齢者等バス無料乗車証交付事業や本年10月から開始したバス停留所までのタクシー無料化事業など、徐々に利用者が増加し、村民の皆さまに好評を得ています。

今後も外出支援を含め、高齢者の皆さまのご意見を十分に拝聴しながら福祉施策を実施するとともに、趣味を通じた地域活動への参加促進を図って、さらに相談事業を充実することで高齢者にやさしい村づくりを続けます。

農産物ブランド化については、特産のすだちのほか、さくらもいちご、だるまキウイフルーツ、大川原ネギ、十万みかんなど、市場で高値で取引されている全国ブランドの農産物がたくさんあります。付加価値をつけることでほかの産品との差別化を図り、有利な販売も行っています。このように付加価値が付いた農産物をつくることで生産者の所得向上に寄与できるよう、村としてもさらに力を入れていきます。

森づくりを進めるということについては、本村の森林の多くは50年以上前に植林された杉、ヒノキが主流となっています。このことが保水性に乏しく、土砂災害の危険性が高い森林、川の濁水にもつながっています。山でのえさ不足に拍車をかけ、有害鳥獣類が麓までおりてくることの原因の一つにもなっていると言われていました。安全・安心な村、自然を生かした良好な景観形成を行い、美しい村を存続させるための針葉樹、広葉樹共存の森づくり、針広混交林化の森づくりを進めていきます。

③私の取組みが5年、10年で完結するとは思っていません。

村の一大拠点となる新庁舎の建設、雇用確保のための企業誘致、国道438号一ノ瀬工区のトンネル開通に向けた道路改良工事や住宅整備など、さまざまな事業が進み始めています。1000年の歴史を持つすばらしい村を未来につないでいきたい、それが私の思いです。魅力ある村づくりを行い、村のよさを各方面に発信することで、子育て世代の定住を進め、若者から高齢者まで各年齢層のバランスがとれた福祉が成り立つ持続可能な村に向けて全力で取り組みます。

森下 嘉文 議員

1. 河川の整備について

質 ①10月の台風19号では全国各地で堤防が決壊し浸水被害が起きた。これらを教訓に河川の整備にどう取り組むのか

②国道438号の冠水について、今後の方針をどのように考えているのか

答 ①園瀬川、嵯峨川、音羽川、根郷川、明見谷川、谷内川は県管理河川で、これらの河川に流れ込む支流の河川、谷は村管理です。

台風19号のように甚大な被害をもたらす台風や豪雨が今後直撃、接近する可能性もあることから、県管理の河川については河川護岸の未改修箇所の整備や浸水被害が予想される河川の堆積土砂の撤去や雑木の伐採等積極的に要望を行います。

②佐那河内村下字一ノ瀬から府能トンネル間の国道438号のうち台風などの豪雨などにより浸水する箇所は、一ノ瀬地区2カ所、高樋地区の農業集落排水施設付近、大宮神社から根郷集会所の間の約500mの区間です。

一ノ瀬地区2カ所の冠水による通行不能状態は、今後整備される国道438号一ノ瀬バイパスを通行することにより解消される予定です。また、高樋地区の集落排水施設付近は、現在施工中の河道掘削工事により堆積土砂を撤去し、河積を確保することができるため冠水は改善されます。

大宮神社から根郷集会所の約500m区間は、国道沿いの民家が床上浸水するなど深刻な被害があり、県においても5年程前に浸水対策として測量し検討していますが、具体的な対応策はまとまっていません。

道路施設を利用する人が安全に通行できるよう、今後も県とともに協議、検討を重ね、要望を行います。

2. ドローンの活用について

質 ①大規模災害発生時及び発生後の現場状況確認に効果があると思われる。今後、ドローンの活用をどう取り組むのか

②村が実施する各事業においても活用が期待できる。今後の方針を考えているのか

答 ①災害現場における情報収集や状況確認、倒壊のおそれがある建物での搜索活動や救助活動、孤立集落への救援物資、資材の運搬など多方面にわたり活用できると考えています。

村内には既にドローンを活用した事業を行っている人もいますので、村としてはまずはそういった人との災害発生時における協力体制を整備できればと考えています。

②建設課関係では、災害復旧事業における被災状況の確認や地籍調査事業などへの活用、また、産業環境課関係では、耕作放棄地の現

地確認や有害鳥獣対策への活用など、そのほかの村が実施する各種事業についてもドローンの活用は十分に期待できると考えています。

他団体の活用状況や各種補助制度の動向なども見極めながら、早い段階でドローンの導入および運用が図れるように検討を進めていきます。

平岡 淳 議員

1. 政治姿勢について

質 ①役場庁舎建設について
②12月補正の大幅減額について
③村長自らの政治姿勢について

答 ①当初計画は令和3年1月の供用開始でしたが、基本設計において、基本計画で示された全体面積2,025㎡に近くなるよう各諸室の面積を縮小するなどの調整、入居希望団体等との協議や調整、一部レイアウトの変更などに時間を要したため、現在は、令和4年1月供用開始を予定しています。なお、役場新庁舎建設工事の工期は約14カ月を見込んでいます。

供用開始が当初計画から1年遅れ、村民の皆さまにはご心配をおかけしますが、工期を十分に確保し、建設工事に不備のないよう進めていきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

②役場新庁舎の建設工事を令和2年4月以降に発注することとしたことから、今年度の予算に計上した役場新庁舎の建設に関連する予算並びに役場新庁舎の建設と並行して建設を行う防災救急棟の建設に関連する予算を減額したことによるものです。

計画的な予算執行が原則ですが、事業を進める上で、さまざまな事情や要因で事業がおくれたり、中止になる場合もあります。

役場新庁舎の建設は、村として非常に大きな事業のため、前問で回答しました事情をご理解ください。

③供用開始時期が当初の計画より1年遅くなることについて、村民の皆さまにはご心配をおかけし、大変申しわけなく思っています。しかし、村としても50年に一度の大きな事業です。拙速に進めて後々、支障の生じることのないよう、最善となるよう事業を進めま

副村長人事につきましては、現在、人選中のため、答弁できるような状況ではありません。

2. 人員採用計画について

質 ①現状の人員をどのように考えているのか

②あるべき人員をどう考えるのか

③特に村の人口との関係をどう考えるのか

答 ①4月1日現在の職員数は54人です。

平成27年4月1日現在の職員数の50人と比較すると4人増員となっています。この間、企画政策課を新設し、5課体制から6課体制への移行により管理職が1人増員、また、地方創生の取組みとして、一般財団法人さなごうちを立ち上げ、現在職員を1人派遣していますので、庁内の一般行政事務の実員としては4年前と比べて1人の増員となっています。

なお、現在の6課体制と同じ、平成11年度から平成15年度の間一般行政職の職員数は47人から49人で推移し、現在の派遣職員を含む一般行政職の職員数は46人で、決して過剰であるとは考えていません。また、一部事務組合への職員派遣や育児休業取得中の職員も複数いる状況の中で、本村がこれまで取り組めていなかった財源確保のためのふるさと納税や人口減対策としての住宅整備など、今後も地方創生をはじめ新たな課題に取り組んでいくためには必要な職員数であると考えています。

②本村で、他の団体と同様、福祉施策や税務業務、教育施策など基本的な行政サービスの水準を維持していく必要があるほか、ふるさと納税業務や住宅整備、企業誘致など新たな課題にも挑戦していかなければならない状況です。

その時々に必要な施策や業務量、また、職員の健康状態やワーク・ライフ・バランスへの配慮などを勘案し、必要な施策を実現していくためにはどの程度の職員数が必要になるのかを十分見極め、対応していく必要があると考えています。

③人口減少による行財政運営への影響は、将来の地方自治制度や行政需要の変化などを考慮する必要がある、そのあり方を検討する

ことは非常に難しいものがありますが、人口が減少するに従い、歳出規模も減少し、したがって、職員数も減少していくことが推測されます。

総務省が公表している類似団体別職員数の状況を見てみると、本村の職員数の状況は、平成30年度の一般行政部門で人口1万人当たり置きかえた職員数は、148の類似団体のうち少ないほうから57番目です。これらはいくまであるべき水準を検討する上での一つの指標であり、各団体に必要な職員数は各団体の実情を踏まえて決定されるものと考えています。

今後急激な人口減少となった場合には、必要な施策を取捨選択し、財政規模の縮小とともに、職員数も抑制していくことになるかと思えます。現時点ではそのような急激な人口減少が起こらないよう各種施策の推進に努めていきます。

石本 哲也 議員

1. 村立図書館について

質 ①新庁舎に図書館機能はないようだが、どうするのか

②図書館のみならず文化活動の拠点整備が必要と思うが、どのような案があるのか

答 ①村立図書館は、昭和25年に村役場内新設後、昭和41年に老人センターに、昭和58年に農業総合振興センターに移設されてきました。

新庁舎の建設に伴い、農業総合振興センターや庁舎の跡地を活用するという観点から、村として検討していくことが求められていると考えています。

②工夫された図書館機能と強化された公民館機能を融合させることにより、村の活性化、村づくりの拠点に進化できる可能性を秘めていると考えています。従って、農業総合振興センターや庁舎の跡地活用を検討していくことが求められていると考えています。

現庁舎は新庁舎の供用開始後に取り壊しをする予定ですが、跡地利用については、農業総合振興センターの活用策と合わせ総合的に考えていく必要があります。現庁舎を取り壊すまで約3年の期間がありますが、村の中心地で、条件のよい跡地の活用策については、村民の皆さまからの多種多様なご意

見やご要望の調整を図っていくためには相当の時間が必要と考えますので、来年度の早い時期に跡地利用検討委員会を立ち上げ、跡地の活用策について検討を始めたいと考えます。

2. 公園整備について

質 ①各地区の公園遊具が使用禁止になって久しいが、今後どうするのか

②中央運動公園辺りに「子供を遊ばせられる公園を」という話はどうなっているのか

③その新たな公園に防災機能を持たせてはどうか

答 ①村内の運動広場6カ所に17台の遊具を設置しているが、古い遊具は昭和54年に設置され、比較的新しい遊具も20年以上が経過しています。専門業者による点検ではさびや塗装の剥離などの老朽化や基礎の地表への露出などが見られ、国の基準を下回っていることが指摘されています。

現施設は老朽化のため撤去の方針で事務を進め、撤去工事が始まるまでの間は黄色のテープを巻きつけて使用停止の措置をとっています。

今後の遊具整備は、子どもの数が減少していること、子どもを取り巻く環境が大きく様変わりしていることも踏まえ、庁内で検討していきます。

②中央運動公園付近において住宅整備による定住施策を展開し始めているところで、公園や遊具の整備についての具体的な検討には至っていません。公園・遊具の整備については住みよい魅力のある村づくりの一環として、庁内で検討していきます。

③公園の整備については、今後庁内で検討していくこととなりますが、その規模などにもよりますが、どのような防災機能を持たせられるのか、また、備蓄倉庫の配置などもあわせて検討します。

臨時 議会だより

●12月23日 第2回12月臨時会

【 ・ 人事案件1件の可決 】

令和元年第2回臨時会は12月23日開会し、人事案件1件の審議を行い、原案どおり同意し、同日閉会しました。

●人事案件●

議案第81号 副村長の選任について

地方自治法第162条の規定により副村長選任の同意を得るもの。

(副村長：小原広行)

副村長の選任について

12月24日 副村長に

小原 広行さんが就任しました。

任期は令和元年12月24日から

令和5年12月23日になります。



議 会 行 事 出 席 報 告

〈 〉 場所 ・ () 出席者

令和元年 12月

- | | |
|-----|---|
| 5日 | 議員協議会 <議会事務局> (全議員)
全員協議会 <役場3階ホール> (全議員) |
| 6日 | 第2回佐那河内村子ども・子育て会議 <農振センター> (加藤議長・高岡議員) |
| 9日 | 第4回定例会開会・議案審議 <役場3階議場> (全議員) |
| 10日 | 第66回徳島駅伝名東郡選手団結式 <役場3階ホール> (加藤議長ほか6人)
第53回村民体育祭反省会 <役場3階ホール> (石本副議長) |
| 13日 | 子ども議会事前研修会 <佐那河内中学校> (石本副議長・大岩議員) |
| 17日 | 第4回定例会一般質問 <役場3階議場> (全議員) |
| 18日 | 第4回定例会閉会 <役場3階議場> (全議員) |
| 23日 | 例月出納検査 <議会事務局> (服部監査委員・新居議員)
小松島市外三町村衛生組合出納検査 <衛生組合> (加藤議長)
村人権教育研究協議会総会 <農振センター> (加藤議長・石本副議長・高岡議員)
男女共同参画を推進する地域活動リーダー養成講座 (加藤議長・石本副議長・高岡議員)
第2回臨時会 <役場3階議場> (全議員) |
| 24日 | 地方たばこ税分煙環境整備要望 <議会事務局> (加藤議長) |
| 26日 | 総合計画策定委員会 <農振センター> (加藤議長) |

村の話題

12/22
(日)

すだち連 ミリカ・ヒルズで阿波おどり!

大阪府吹田市にあるミリカ・ヒルズで行われた「ヒルズのクリスマス大作戦!!」に、本村から、佐那河内すだち連と果樹オーナー園主の東野弘之さんが参加しました。すだち連がミリカ・ヒルズで踊るのは、去年に引き続き2回目で、今回は、事前にミリカ・ヒルズで Hip Hop などダンスをしている人にレクチャーと一緒に踊りました。本番、セントラル通りを流し踊りしたあと、アリーナで構成踊りをし、その後、アリーナにいるみんなで阿波おどりを踊りました。

東野さんは、ウエルカムプラザでキウイフルーツを売りながら、果樹オーナー制度について説明を行いました。買ってくれた人は、おいしいと手応え十分。来年、ミリカ・ヒルズで契約をもらえることになりそうです。

ミリカ・ヒルズは、本村より少し人口の多いおよそ 2800 人・630 世帯が暮らし、子育て世代が7割を占める大規模マンションです。今後も、コミュニティ連携を図りたいと思います。



1/2
(木)

第33回囲碁・将棋大会

新春恒例の囲碁・将棋大会が公民館主催で開催されました。

ベテランから若手の棋士が集い、熱戦がくりひろげられ、親睦がはかられました。



さなごうちスポーツクラブ案内

2月

農振センター
2階和室

健康体操教室
20:00~21:00

村民体育館

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局 (教育委員会内)
☎679-2817 IP5006

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 健康体操教室	4	5 卓球	6	7 バドミントン	8
9	10	11	12	13	14 バドミントン	15
16	17 健康体操教室	18	19 卓球	20	21 バドミントン	22
23	24	25	26	27	28 バドミントン	29

12/20
(金)

松飾りで保育所は、一足早くお正月!

今年も北山楽笑会と井開つくし会の9人の皆さまが「正月松飾り」にご参加くださいました。

山から切り出してくださった松に子ども達は、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に手作りの正月飾りを次々と吊していきました。玄関に飾られた華やかな松飾りで、一足早くお正月が来たようでした。

また給食は、村ならではの「いりめし」や「さなごうち揚げ」などのご馳走でお腹いっぱいになりました。



学校の話

12/5
(木)

食育教室

村のヘルスメイトの皆さんと食育教室を行いました。作り方を教わりながら、自分たちで育てた野菜を使っておでんを作りました。土づくりから始めた野菜で作ったおでんの味は格別でした。



12/5
(木)

小学校でサッカー教室を開催しました

小学生を対象にしたサッカー教室に、徳島ヴォルティスから3人のコーチが来校しました。

友達とペアになって体を動かし、一人ひとりがボールをドリブルしたりしました。試合も行い、児童たちはボールを追いかけてゴールをめざしました。児童からは、「サッカーって楽しいな。」という声が多く聞かれました。サッカーの楽しさや体を動かすことの心地よさを感じることができた、とてもよい機会となりました。



令和元年度 職員採用試験案内

申込受付期間 令和2年1月9日(木)～令和2年1月23日(木)

- (1) 郵便による申込みは、1月23日までの消印のあるものに限り受け付けます。
(2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務(一般行政)・高等学校卒業程度	若干名	一般行政事務に従事します。
一般事務(農業行政)・社会人	1名	農業行政業務等に従事します。

※詳細については、村ホームページに掲載している採用試験案内をご確認ください。

2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務(一般行政)・高等学校卒業程度	昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。
一般事務(農業行政)・社会人	昭和45年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業し、民間企業等において農業に関する技術・営農指導等の業務を5年以上従事した人。

※詳細については、村ホームページに掲載している採用試験案内をご確認ください。

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和2年2月9日(日)10時00分から	佐那河内村農業総合振興センター
第2次試験	令和2年2月24日(月)【時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。】	

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験区分	時間	方法及び内容
教養試験	一般事務 (一般行政)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査		13時00分から 14時30分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正等について、検査・筆記試験を行います。
職務基礎力試験 職務適応性検査	一般事務 (農業行政)	10時00分から 12時10分まで	社会人としての素養及び公務員として必要な基礎的思考力・理解力・判断力についての高等学校卒業程度の筆記試験及び公務の職業生活への適応性検査を行います。
論文試験		13時00分から 14時20分まで	職務(農業行政)に関する必要な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。

(2) 第2次試験

試験種目	試験区分	方法及び内容
論文試験	一般事務 (一般行政)	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
集団討論		職場への適応性(積極性、協調性及び柔軟性等)をみることを目的に、集団討論を行います。
口述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。
口述試験	一般事務 (農業行政)	主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

■お問い合わせ先 総務課



東京2020 聖火ランナーが発表されました!!

日本列島を巡る聖火リレーが2020年東京オリンピックの開催に伴い実施されます。徳島県では、聖火リレーは4月17日に本村を通過することが予定され、岡本寧々さん（佐那河内中2年）が聖火ランナーとして佐那河内村を走行することが決定しました!



農林産物品評会・文化作品展の出品物の募集について

第20回佐那河内ふれあいまつりを令和2年2月2日（日）佐那河内小中学校体育館および周辺で行います。農林産物品評会・文化作品展の出品物を募集しますので、多くの皆さまからの出品をお待ちしています。

農林産物

搬入日時 令和2年1月31日（金）午後1時～午後5時
搬入場所 小中学校体育館・JA（選果場）

出品いただいた人には参加賞を用意していますので、多数のご出品をお待ちしています。

- 温州みかん…5kg
- キウイフルーツ…1kg化粧箱（140g～150g／1個）
- 雑柑…10個
（温州みかん・キウイフルーツ・雑柑の出品用ダンボール箱は、JA選果場に用意しています。）
- いちご…1箱（4パック）
- 菜の花…3束
- ねぎ…3束（100g）
- ほうれん草…5束（200g）
- しいたけ…3パック（100g入り）
- 穀類…1kg
- 花き・花木…5本束
- その他…適宜

お問い合わせ ● 産業環境課

文化作品

搬入日時 令和2年1月31日（金）午後2時～午後7時
令和2年2月1日（土）午前9時～午後4時
搬入場所 小中学校体育館

お問い合わせ ● 教育委員会



農地中間管理機構による農用地の借手 を募集します

農地中間管理機構では、農地を貸したい人（貸し手）から長期で農用地を借受け、農業経営規模の拡大や新規参入のために農用地の借受けを希望する人（受け手）へ、できる限り集約して貸付けを行う農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理機構は都道府県単位で設置され、徳島県においては「公益財団法人徳島県農業開発公社」が徳島県知事から指定を受けています。

農地中間管理機構から農用地を借り受けたい人は、借受希望者の公募に応募する必要があります。

募集期間 令和2年1月16日（木）から2月17日（月）まで ※年3回公募しています。

申込み先は、徳島県農業開発公社です。貸し手の募集は産業環境課で随時受け付けています。ほか、農地に関する相談がありましたら、農業委員会へお問い合わせください。

新成人のみなさんおめでとうございます

20歳から国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・無職の人等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のポイント

✓ 将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

✓ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

✓ 「学生納付特例制度」

学生の人は一時的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

✓ 「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

○国民年金保険料の納付方法

平成31年（2019年）4月～令和2年（2020年）3月分の国民年金保険料は、**16,410円（月額）**です。保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

国民年金保険料は支払方法が選べます！

(1) 納付書 (2) 口座振替 (3) クレジット

※市（区）役所、町村役場及び年金事務所では納めることができません。ご了承ください。

6カ月、1年分をまとめて前払い（前納）するとお得です！

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料の納付方法に関すること等については、

徳島南年金事務所（電話番号 088-652-1511）または住民税務課国民年金係までお問い合わせください。



令和2年度 村民税・県民税 申告相談のお知らせ

令和2年度村・県民税の基礎となる令和元年中（平成31年中）所得の申告相談が始まります。

村では、ご自分で所得を計算し、申告書を作成していただくことを推進しています。申告相談当日は、記載方法のアドバイスも行いますので、お近くの申告相談会場をご利用ください。

●マイナンバーが必要です。

- 申告の際には、**申告する人のマイナンバーカード**または**通知カード+運転免許証**など（コピー可）をご持参ください。
- 控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者なども申告書にマイナンバーの記載が必要となります。なお、控除対象親族の本人確認書類（免許証など）は必要ありません。

期 間	会 場	受付時間
2月18日(火)	高樋保健センター	午前9時 ～ 正午
19日(水)		
20日(木)		
26日(水)	嵯峨老人憩いの家	
27日(木)		
28日(金)		
3月1日(日)	農振センター	午後1時 ～ 午後4時
2日(月)		
3日(火)		
4日(水)	宮前公民館	
9日(月)		
10日(火)		
11日(水)		

各会場の初日や午前の時間帯は、混雑が予想されますので、2日目、3日目や午後の時間帯をご利用くださいようお願いいたします。また、3月2日は税理士による無料相談も実施しますので、複雑な内容の相談など、積極的にご利用ください。

※日曜日は混雑が予想されますので、出来るだけお近くの会場で申告をお願いします。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、保険税(料)の算定などのため、**所得がない人（無収入、遺族年金・障害者年金を受給されている人）も申告が必要です。**

申告がない場合、軽減対象にならないなどの不利益が生じる場合がありますので、申告をお願いします。

令和2年度からの村・県民税の改正のお知らせ

住宅ローン控除期間の延長

消費税10%で取得した住宅について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合を対象に、現行10年間となっている控除期間が13年間に延長されます。10年までは現行の住宅ローン控除が適用され、11年目以降は消費税増税分にあたる建物購入価格の2%を上限として、以下のうちいずれか少ない額を控除ようになります。

- ①住宅ローン年末残高の1% ②建物購入価格の2%の3分の1

ふるさと納税制度の見直し

総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特例控除）」の対象として「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。

この改正によって、令和元年6月1日以後に指定対象でない自治体に対して支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。この場合、村・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び村・県民税の基本控除の対象となります。

※ふるさと納税の対象となる自治体については、ふるさと納税ポータルサイトでご確認ください。

徳島税務署からのお知らせ

確定申告会場（所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税）は、2月17日(月)からです！

※ 2月16日以前は、申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。
※ 申告書提出のみの場合は、徳島税務署1階総合受付又は『郵送』にてお願いします。

開設場所 アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍1-1）
開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
※ 土・日・祝日を除く。ただし2月24日(月)と3月1日(日)は開場します。
受付時間 午前9時～午後4時（混雑時には、受付を早めに締め切ることがあります。）
※ 徳島税務署庁舎内には確定申告会場を設置しておりません。



Point 1 スマホ・パソコンで申告書が作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用すると、スマホやパソコンで確定申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

なお、作成した申告書はデータで送信（事前手続きが必要）または、印刷して提出することができます。
【確定申告書等作成コーナーのQRコード】→



Point 2 マイナンバーをお忘れなく！

マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付

パソコンやスマホからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

Point 3 消費税の軽減税率にご注意を！

令和元年10月1日から消費税率の引き上げ（10%）と同時に軽減税率制度が実施されています。決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税の確定申告書の作成ができません。**

売上げや仕入れ（経費）に軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告を作成するためには、**「区分経理」**を行う必要があります。課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるように、国税庁ホームページに掲載している「課税取引金額計算表」などの様式を用いて整理しておくとう便利です。

Point 4 申告と納税はお早めに！



税目	申告・納税期限	振替納税の口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月16日(月)	4月21日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	口座振替はご利用できません

お問合せ先 ● 徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町3丁目54 TEL (088) 622-4131
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ！

60才未満

国民年金
第一号
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

年金資金の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
修正総合 利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.70

平均運用利回り 年率で+2.80%

※運用益は非課税

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1か月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

〈政策支援加入要件〉

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ ● 産業環境課内農業委員会事務局

健康まつり「無料糖尿病検診」のお知らせ

第20回佐那河内ふれあいまつりにおける健康まつり会場で、徳島西医師会による無料糖尿病検診を行います。完全予約制の先着40人限定で受診できます。希望者はこの機会にお申込みください。

- 日 時 令和2年2月2日(日) 9:00~12:00
- 場 所 小中学校体育館1階会議室
- 対 象 検診を希望される人
- 検診項目 身長、体重、BMI、血圧、血糖値、HbA1c
※検査後には、医師による検査結果説明と栄養士、保健師による栄養相談などを行います。
- 検診費用 無料

申し込み・お問い合わせは、健康福祉課までご連絡ください。

子宮頸がん検診・乳がん検診のお知らせ

徳島市内などの医療機関にて検診を実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。

	子宮頸がん検診	乳がん検診
対 象 者	20歳以上の村民	40歳以上の村民
負 担 金	1,200円	1,500円
検診医療機関	検診に必要な書類送付時に、検診可能な医療機関名簿を添付します。名簿をご確認の上、受診してください。	
検 診 期 間	令和2年1月15日(水)から3月31日(火)まで	

※2年に1回の受診が標準です。(原則として、平成30年度に受診された人は、令和2年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。)

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

令和元年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者で、まだ接種されていない人は、**令和2年3月31日**までに接種してください。

1. 対 象 者

- 令和元年度に次の年齢となる人(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- 接種日において、60~65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人

2. 実 施 方 法

村が指定する医療機関において個別接種

3. 料 金

一人一回4,000円(接種した医療機関窓口でお支払いください)

4. お 問 い 合 わ せ 先

健康福祉課

受動喫煙をゼロに! 今後、屋内施設は原則禁煙が 義務づけられます。



「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止が強化されます。(令和2年4月1日施行)

受動喫煙 とは・・・

他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。受動喫煙により、がんや呼吸器の病気などに健康被害が起こるため、問題になっています。また、受動喫煙による死亡者が年間1万5000人にのぼることがわかっています。

改正のポイント

- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮します。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、掲示を義務づけます。

- ・ 学校
- ・ 病院
- ・ 児童福祉施設
- ・ 役場
- ・ 旅客運送事業自動車（バス・タクシーなど）
- ・ 航空機

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

- ・ 既存の飲食店のうち、経営規模の小さい店舗
個人または中小企業（資本金 5000 万円以下）
が運営する、客席面積 100 m²以下の飲食店

いずれかを選択することができます。

- 屋内禁煙
- 喫煙可能*

- ・ 上記以外の多数の人が利用する施設
- ・ 旅客運送事業船舶（フェリー・遊覧船）・
鉄道など

いずれかを選択することができます。

- 屋内禁煙
- 喫煙専用室を設置する*
- 加熱式たばこ専用の喫煙室を設置する*

※喫煙できる場所については20歳未満の人の入室はできません。また、喫煙できる場所であることを掲示する必要があります。

※詳しい内容は厚生労働省ホームページまたは徳島県ホームページをご確認ください。

● 国保だより ●

— 医療費節約をめざして —

皆さんが病気やケガをしたときは、医療機関に保険証を提示して、受診後に医療費の自己負担分を支払います。しかし、自己負担分は医療費の一部（1～3割）にすぎず、医療機関は残りの医療費（9～7割）を保険者（村）に請求しています。医療機関へ支払うための財源は、皆さんが納める保険料で賄われていますので、大切にすることをこころがけましょう。

1. ご存じですか？ 柔道整復師・鍼灸・マッサージ師のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）や鍼灸、マッサージ師による施術のうち、健康保険が使用できるケースは限定されています。「各種保険取扱」と表示があっても、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。施術を受ける前にしっかり確認して正しくかかりましょう。

★健康保険が使えないケース（全額自己負担）

- ・単なる肩こり、筋肉疲労など
- ・病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置、長期の施術が必要な場合を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・労災保険の対象となる仕事や通勤途上に起こった負傷
- ・疲労回復や疾病予防のためのマッサージなど

※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

※保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

☆健康保険が使えるケース（一部自己負担）※急性は亜急性（急性に準じるもの）のみ

- ・外傷性の打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折・脱臼の施術（緊急の場合を除き医師の同意が必要）
- ・はり・きゅうは、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主病とする疾患の治療（医師の発行した同意書か診断書が必要）
- ・マッサージは、筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例（医師の発行した同意書か診断書が必要）

施術を受けるときの注意点

- ①負傷原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
- ②療養費支給申請書は負傷原因・負傷名・日数・金額を確認し、原則患者自身が署名又は捺印してください。
- ③領収書は必ずもらい、保管しておきましょう。

2. ジェネリック医薬品を使っていますか？ — 徳島県の使用割合は約70%で全国最下位です —

医療機関で処方される薬をジェネリック医薬品に切り替えることで医療費が節約できます。ジェネリック医薬品は新薬と有効成分は同じなので医療の質は変えません。効き目や安全性は国の基準をクリアしています。開発コストがかからない分、新薬に比べて低価格なので個人負担を減らします。医療機関などにかかるときは、積極的に「ジェネリック医薬品希望」の意思表示をしましょう。

ジェネリック医薬品は皆さんで使うことで医療費全体を減らせます。皆さんの健康を守る保険制度を守りましょう。

●安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同様の様々な基準を遵守して製造・販売されているので、安全性は十分確かめられています。しかし、製造会社ごとに添加物が異なることがあります。使用前にかかりつけ医やかかりつけ薬局に相談しましょう。

●医療費の削減について

新薬と違って、ジェネリック医薬品は開発費用が少なく済むため、新薬の3~7割程度の値段です。医療費の自己負担のうち薬代が占める割合は少ないですが、国全体で見ると、大幅な節約になります。

特に数種類の薬を使っている人や長期間の服用が必要な人は、大幅な医療費の削減ができます。

※ すべての新薬に対しジェネリック医薬品が製造販売されているわけではなく、治療内容によって適さない場合があります。使ってみようと思ったら、かかりつけの医師か薬剤師にご相談ください。

3. 重複受診に注意しましょう

重複受診とは同じ病気で医療機関を次々と変更して受診することをいいます。医療機関を紹介なく変更すると、その都度初診料がかかるため、医療費の無駄が発生します。また、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

信頼できるかかりつけ医をもって、何かあった場合は、まずはかかりつけ医に相談するなど、重複受診はやめましょう。

4. 薬をもらいすぎていませんか？

薬を余分にもらうと医療費の無駄につながります。また、飲みあわせが悪かったりすると、副作用が生じることがあります。

薬のもらいすぎを防ぐために「お薬手帳」をつくって服薬歴を管理しましょう。「お薬手帳」は服薬歴だけでなく、体質や副作用の発生状況などを記録するもので、記録していれば、医師や薬剤師から適切なアドバイスを受けられます。また、薬について気軽に相談できる、かかりつけ薬局やかかりつけ薬剤師をもつことで、より適正に安心して服薬できるようになります。

第6回人権大学講座より

今年度、最終回となる講座では、徳島県人権教育指導員の牧逸馬さんから『人権尊重～あなたが大事、私も大事～』を演題に講義いただきました。

講義では、人間の願いを、心の居場所があって、周囲とのつながりを感じながら、未来に向かって誇りや喜びを持ち力強く生きることとし、それに向かう力として、自己実現力があるとしました。そして、その力を育む土壌のひとつには、命を守りと人権尊重の徹底があると説かれました。

人権は、人間が生まれながらに持っている自由に幸せに生きていく権利で、当たり前存在しますが、主観的な価値判断による思い込みで偏見や差別が持ち込まれてしまいます。

皆違うことを正しく認識し、相手を知る・想像することで、人の立場には立てずとも、近づくことはできるのです。

ありのままの自分が認められる、それは、相手についても同じです。まずは自分を大切に、それから人に近づく努力をしましょう。

自らの人間性や生き方は周りへの教科書になります。今の自分に自問自答してみて、ちょっとあかなあ、と認められないようであれば、いずれつぶれてしまうので、そうなる前に頑張りましょう。ええなあ、と思えるような生き方が人権尊重につながっていきます。

皆違う事実があるからこそ、お互いを大事に、心地よく暮らすには配慮が必要です。どんな配慮を必要としているか、必要とされているか。お互いの努力で埋めることが大切になってくるでしょう。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

読み合い朗読会
「伝えたい村の話」 第47回

●〈戸を開けて〉ごしゃめんなして。
去年は、広報のこの欄を、げとでも、げとべでも、見てくれて、ありがとよ。「ねんびゃくねんじゅう、読んみょうじょ」と、ゆうてくれる人もいて、よっぽど嬉しかったんじょ。これからも、昔の人たちの「ほうじゃだったんじょ！」と、声が聞こえるように、しんだい文に、ならんように、書くけん。いんごりちんごりでも、ごめんよ。みんなも、一

緒に読まんで！！ ほな今年も、よろしく。
ごめんなして〈戸を閉める〉

●昨年の最後の会は方言の欄でした。年頭の挨拶を佐那河内弁に挑戦してみました。難しかった！
Oさん、Sさん、協力してくださって有難うございました。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

- 期 日 1月20日(月) 19時30分～20時30分
2月10日(月) 19時30分～20時30分
- 場 所 農振センター (2階)
- 連絡先 鈴木 (090-2156-7935)

新家情報

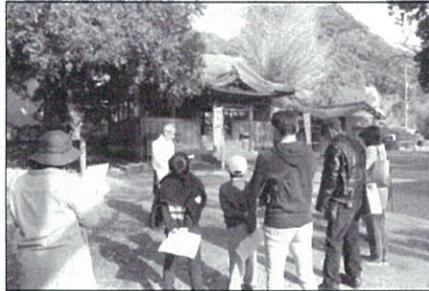
12/21
(土)

神社ウォーキング『大宮八幡宮の香』開催！

天候にも恵まれた青空のもと、子どもから大人まで幅広く集まってくださり、大宮八幡宮で宮司井開充祥さまのお話を拝聴しました。神社の歴史のお話や、“神道文字”まで見せてくださり、皆さまが『貴重なものが見られた。』と喜んでくださいました。そして、境内を楽しく散策して今まで気付かなかった史跡の発見もあり、有意義な時間が過ごせました。

その後、新家に戻り和の香料と村内産杉・檜・楠を使用して、『大宮八幡宮』をイメージしたオリジナルの匂袋を楽しみながら作り、それぞれ持って帰っていただきました。

ご来場くださいました皆さま、ご協力いただきました関係者の皆さまのおかげをもちまして終えることができましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。



◆イベント告知◆

神社ウォーキング

次の日程で『神社ウォーキング』を開催いたします。世代を超え、みんなでおしゃべりしながら神社を歩くことで、村の新しい発見や文化を伝えていければと思っています。そして、思い出に和の香料を使用した“匂袋”を作ります。皆さまのご参加をお待ちしています。

第2回『嵯峨天一神社の香』

日 時：令和2年2月8日（土）
〈受付開始9：30〉10：00～12：00

集合場所：地域交流拠点『新家』

材料費：500円（匂袋1個分）

内 容：嵯峨天一神社宮司のおはなし・散策、匂袋作り

申込み切日：令和2年2月5日（水）まで

『遊山箱（ゆさんばこ）』ワークショップ

昔を懐かしみながら、遊山箱を語り合い、また、遊山箱の絵付けをしてみませんか。次世代に文化をつなぐために開催します。

皆さまのお越しをお待ちしています。お気軽にお問い合わせください。

◆◆遊山箱の展示◆◆

日 時：令和2年1月17日（金）～1月24日（金）
平日9：00～17：00
（地域交流拠点『新家』にて）

◆◆第1回『語ろう！』遊山箱◆◆

日 時：令和2年1月25日（土）
〈受付開始9：30〉10：00～12：00

申込み切日：令和2年1月21日（火）まで

開催場所：地域交流拠点『新家』

茶菓子代：200円

◆◆第2回『作ろう！』遊山箱◆◆

日 時：令和2年2月15日（土）
〈受付開始9：30〉10：00～12：00

申込み切日：令和2年2月10日（月）まで

開催場所：地域交流拠点『新家』

一般財団法人さなごうち（新家）佐那河内村上字宮前84番地1
TEL 088-636-4030 / 088-636-4033

地域おこし協力隊の 活動報告

高橋 仁美

明けましておめでとうございます。昨年は復職など変化の多い年になりました。今年も気持ち新たに活動していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします！

昨年12月になりますが、だしソムリエの河口晶先生を講師に招き親子ごはん教室を行いました。私自身が子どもの食事に悩みがちだったため、イベント企画に至りました。当日は各おだしの特徴や、家庭で簡単におだしを取り入れるコツを教わりました。煮干しや野菜など素材の旨みの奥深さを知れました。寒い中ご協力・ご参加いただいた皆さん、どうもありがとうございました！佐那河内の食材をできるだけ簡単にさらに美味しく食べるコツを共有する場を作りたいと思っています。対象でなかった人からも問合せをいただいたので、次回はどなたでも参加できる形で開催予定です。また決まり次第この場でご案内します。



宮岡 香織

新年あけましておめでとうございます。協力隊の任期も残すところ後4ヶ月となりました。月日が経つのは早いなあ、と実感しています。広報11月号で、「竹の情報を募集しています！」と載せたところご連絡を頂き、『醸（かも）し竹』に使う幼竹も昨年以上に確保が出来そうです^^ 情報提供をしていただき、本当にありがとうございました！春は幼竹でメンマ、冬は大根でたくあん。と年間を通して木樽を使いたいと考え、昨年の秋に漬物用の大根を植えました。発酵食品や保存食がもっと身近なものになれば良いなと思えます。いよいよラストパートです。本年もどうぞよろしくお願いいたします！



佐那河内村移住交流支援センター便り

佐那河内村移住コーディネーター 西川高士

明けましておめでとうございます、佐那河内村移住交流支援センターです。

昨年11月にエアトラベル徳島、徳島県主催の県東部を巡る移住検討ツアーにおいて佐那河内村では地域のお母さんや移住してきた人のご協力をいただき、昼食の提供や改修された古民家の案内を行いました。参加者からは大変好評をいただきました。

12月には次の入居者がほぼ決まった物件に

て粗大ゴミの日に合わせた空き家の家財の搬出を行い、改修に向けた準備をしています。また以前よりサポートしてきた2組3人の入居が決まり、村での生活が始まっています。

空き家を利用した移住は物件の確保、家財や相続の問題、地域への紹介や常会への参加などを経て一歩ずつ進めています。移住希望者には事前に地域の紹介をしながら、地域の皆さんと馴染める移住者を選んでいきます。

12/2
(月)

じゃがいも掘りをしたよ!

健康づくり事業の一環として、老人クラブの皆さんが大黒地区のふれあい農園を利用してジャガイモの栽培をし、小学1年生と一緒に収穫しました。

この事業は、世代間交流活動を推進することによって、健全な子どもの発達に寄与するとともに、高齢者自身の健康づくりも目的としています。

子どもたちは、おじいちゃんに収穫の仕方などを教えてもらいながら楽しく農業体験をしました。



12/26
(木)

学童保育のおたのしみ会



「包丁や触ったことないけん怖い…」と、一年生の男の子。野菜サラダに入れるキュウリとトマトを切るのにドキドキでした。

カレーライスが出来上がるのを待つ間に「一年間お世話になったおうちの人へ感謝のメッセージ」を書きました。

色んな感謝を思い浮かべ、その中からどれを選ぶのか。どのメッセージも心がほっこりするモノばかりでした。

午後からは、参加児童 40 人で、くじ引きやジャンケン大会に盛り上がりました。

12/11(水)

ひとり暮らしの皆さんを歳末訪問

皇居奉仕友の会 12 人が、毎年恒例の歳末訪問として、58 人の皆さんに、バラ寿司・あんもちをプレゼントしました。

手づくりの品物は、ひとり暮らしの皆さんから、たいへん喜んでいただきました。

「風邪などひかないようにお元気で過ごしてください。」と声かけをしました。

12/22(日)

婦人会員が健祥会ハイジを訪問

例年はない暖かい日に健祥会ハイジ恒例のクリスマス会にあわせて、婦人会員が訪問をしました。

会員で踊り・唄を披露し、プレゼントを配りました。

入所者の皆さんから笑顔と拍手をたくさんいただき、最後の阿波踊りで大変盛り上がり、楽しいひとときを過ごすことができました。

●善意銀行だより●

- 西岡 和夫様 ……………金一封
- 新居 眞治様 ……………金一封
- 笠井 哲次様 ……………金一封
- 日下 範子様 ……………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

(受付順)

石南ひまわり句会

十月十七日 村役場農振センター

八十路過ぎまだ木に登り酢立採る

西尾 武義

台風舟便見つめにぎりめし

西村 絵美

池に映え紅葉の枝や水豊か

安喜 貞女

「ワンチーム」結束固き秋の芝

安喜 律子

稲刈機黄金色を掻き集め

安喜 昌子

星のごと金木犀の吹き溜まり

後藤あや子

連れてきた月と一緒に渡る橋

後藤 志郎

阿弥陀さん水さし変えて夏当番

坂田 小夜

落つれば拾い拾えば落つる栗拾い

内藤 昭文

移住青年ドローンで写す村の秋

丸野 幸枝

駐在所だより

1月17日は防災の日

南海トラフ地震に備えよう！

- ★住まいの安全対策
 - ・家具等を固定し、転倒を防ぐ・高い所に物を置かない
 - ・布団の位置を工夫する・履き物を枕元に置いておく
- ★避難場所・避難経路の確認
 - ・最短の避難場所と複数の避難経路を確認しておく
 - ・避難できない場合は「笛」を吹くなどして周囲の人に知らせる
- ★非常持出品・備蓄食料の準備
 - ・非常持出品を準備する・数日間の備蓄食料

昨年徳島県が事故発生率 全国平均ワースト2位

(昨年1月～12月末の佐那河内村内発生交通事故)
 人身事故 5件 物損事故 31件
 ※村内の事故はいずれも大事に至らない事故でした
 昨年は全国的に交通事故数は減少しましたが、徳島県は死亡事故が増加しました。
 交通ルールは必ず守って運転しましょう！



何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。駐在所 (Tel. 088-679-2110) へのご連絡をお待ちしています。なお緊急の場合は110番通報をお願いします。

佐那河内村地域包括支援センターだより

1月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして、交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

1月15日(水)	コーラス教室	健祥会ハイジ	13:30～15:00
1月21日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00～13:30
1月27日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30～15:30
2月14日(金)	脳若トレーニング教室	農振センター	10:00～11:00

1月22日(水) いきいきサロン 農振センター 9:30～
 (どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)
 10時頃から「いきいき百歳体操」を行います。
 体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。

※日程などに変更がある場合は
 村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内
 ■電話：679-3383 ■担当：佐々木・大西・加藤

情報ボックス

※1月16日～2月15日までの行事予定です。



日	曜	行 事 名	場 所 ・ 時 間	備 考
1/17	金	健康づくりチャレンジ教室	農振センター2階 大和室 19:30～21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
21	火	健康料理教室	農振センター1階 会議室 10:00～13:00	対象者: 健康づくりに関心のある人 持参物: 材料代200円、エプロン、筆記用具
		可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
22	水	いきいきサロン	農振センター1階 会議室 10:00～16:00	
24	金	高齢者大学	役場3階ホール 10:00～16:00	
		健康づくりチャレンジ教室	農振センター2階 大和室 19:30～21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
27	月	いきいき体操教室	農振センター1階 会議室 13:30～15:30	対象者: 医師から運動制限を受けていない人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
28	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
31	金	ふれあいまつり農林産物搬入	小中学校体育館・選果場 13:00～17:00	
		ふれあいまつり文化作品搬入	小中学校体育館 14:00～19:00	
		健康づくりチャレンジ教室	農振センター2階 大和室 19:30～21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
2/1	土	ふれあいまつり文化作品搬入	小中学校体育館 9:00～16:00	
2	日	第20回 佐那河内ふれあいまつり	小中学校体育館及び周辺 9:00～15:30	
3	月	節分の集い	保育所 10:00～12:00	老人会交流(平地明老会・喜来会)
4	火	乳児健診	農振センター2階 大和室 13:15～13:30(受付)	対象者: 乳児とその保護者 持参物: 母子健康手帳、子どもノート
		可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
5	水	徳島市・名東郡音楽交歓演奏会	あわぎんホール 11:15～15:30	小学校3・4・5年生参加
7	金	小学校入学説明会	小学校 15:00～	
		健康づくりチャレンジ教室	農振センター2階 大和室 19:30～21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など
10	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	農振センター1階 会議室 9:00～12:00	
11	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
13	木	基礎学力テスト(中1・2)		
14	金	脳若トレーニング教室	農振センター1階 会議室 10:00～11:00	対象者: 65歳以上の人
		保育所参観	保育所	
		授業参観・中学校入学説明会	小学校 13:45～	
		健康づくりチャレンジ教室	農振センター2階 大和室 19:30～21:00	対象者: 特定健診で血圧・血糖が少し高めの人 持参物: 運動しやすい服装・水筒など

屋根工事一式
日本瓦、洋瓦、各種瓦
新築、葺き替え

山田瓦工業

☎ 088-679-3289

子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION
清水建設

四国支店
〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号
Tel.087(811)1804

企業・個人事業者の
みなさまへ

募集 **広告**
主 **を**

平成31年4月
掲載開始

いっしょに
がんばりましょう!

OKAMOTO
CONSTRUCTION COMPANY

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660 / FAX679-3661

*エクステリア工事
・アルミ製品一式
(カーポート・門扉・フェンス etc...)
・駐車場
*土木工事・左官

**従業員
募集中**

販売 板金 修理 塗装

おかげさまで **創業53年** 感謝 長年のご愛顧に

四国運輸局指定
民間車検工場

(有)松下自動車 ☎ 679-2103(代)
徳島県名東郡佐那河内村上字宮前 20-1 FAX 679-2143 IP 5370

阿波古代米 販売処

阿波いにしえ本舗

阿波古代米販売処 阿波いにしえ本舗
徳島市八万町法花51-7
TEL 088-677-9355
<https://awa124e.jp>

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.130 白菜のごま和え



材料(4人分)

白菜	100g	薄口醤油	大1強
もやし	2/3袋	塩	少々
人参	40g	砂糖	小1
ちくわ	40g	白すりごま	大1
		すだち	2個

作り方

- 白菜はざく切り、人参は千切り、ちくわは縦半分になり、うす切りにする。
- 鍋に湯を沸かし、白菜・もやし・人参を茹でる。
- ボールに絞った白菜・もやし・人参・ちくわ・ごま・調味料を入れて和える。
- お好みですだちをかける。

ポイント

- もやしは茹ですぎに注意し歯ごたえが残るように。
- すだちの代わりに柚をかけてもよい。

栄養成分

エネルギー	45kcal	タンパク質	3.1g
脂質	1.5g	炭水化物	5.9g
塩分	1.1g		